

図書館における複写サービスについて

1. 西東京市図書館では、図書館の資料等については、著作権法第31条「図書館における複写」の規定に基づき、利用者の求めに応じて、以下の要件を満たす場合に「複写サービス」として複写を行いません。
 - ・個人の調査・研究のための複写であること。
(個人以外での使用や、営利目的の複写はできません)
 - ・西東京市図書館所蔵の資料等であること。(貸出資料・借用資料を含む)
 - ・公表された著作物の1部分(半分以下)であること。
 - ・利用者1人につき、同じ箇所(冊)の複写は1部のみであること。
2. 複写(コピー)を御希望の方は、以下の手続きをお願いします。
 - ・カウンターにある「複写申込書」に必要事項を記入、署名の上、職員に提出してください。
 - ・著作権の存しない図書館資料については、署名を除き必要事項を記入してください。
 - ・著作権の存する図書館資料については、著作権法の範囲内で資料名とページをご記入ください。
 - ・資料の複写(コピー)は、記入した「複写申込書」と同じ内容でお取りください。
 - ・複写(コピー)料金は以下のとおりです。(カラー複写機は中央図書館のみ設置)
白黒 1枚10円
カラー 1枚50円、 A3のみ 1枚80円
3. 複写の許容範囲は以下の通りです。ご確認の上、お申し込みください。

<複写できる範囲>

 - ・公表された著作物の1部分(半分以下)まで
 - ・百科事典等の辞典類においては1項目(文責者名あり)の半分以下まで
(ただし、1項目が1頁に満たない場合、1項目が複写可能
見開きで一方の頁の途中が始点、もう一方の頁の途中が終点の場合、見開きで複写可能)
 - ・住宅地図、その他地図類は、出版社の意向をうけ、その許可範囲内において可能。
 - ・当日の新聞・雑誌の最新号は、各記事の半分以下まで
(新聞は翌日、雑誌は次号がでたら、全文複写可能)
 - ・憲法、法令、国・自治体の告示・訓令・通達などは、すべて複写可能

<複写できない範囲>

 - ・国立国会図書館から取り寄せた資料
 - ・他区市町村から取り寄せた雑誌
 - ・CDのジャケット・解説書・歌詞カード
 - ・絵画、写真集(同一性保持権保護のため)
(ただし、著作権保護期間経過後の作者のものは、一冊の半分以下まで複写可能)
4. なお、個人の私的な持参資料については、複写申込書等の記入は必要ありませんので、その旨を職員に申し出て、著作権法第30条の規定に基づき、個人の責任の範囲内で使用してください。